

令和6年度版 伊勢崎市不育治療費助成事業のご案内

最新情報は市ホームページをご確認ください。



www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/kensui/kenko_dukuri/kenkoukanri/ninshin/2857.html

【助成対象者】

対象となる不育治療を受け、申請日時点で下記の全てに該当する人

- ① 法律上の婚姻後、医師による不育治療を行っている夫婦
- ② 夫婦の双方又はいずれか一方が、1年以上引き続き伊勢崎市に住民登録がある。
(申請日が令和7年3月31日を過ぎる場合は、令和7年3月31日時点で②の条件に当てはまること。)
- ③ 医療保険関係各法における医療保険に加入している。
- ④ 他の地方公共団体から同一の不育治療に対し同種の補助(群馬県助成を除く)を受けていない。

【助成内容】

- ① 助成回数・・・助成金の交付は、1年度(4月1日から翌年の3月31日まで)の治療につき1回。
ただし、1年度に複数年度の申請は可能です。通算5回まで。
- ② 助成の対象となる治療等(4月1日から翌年の3月31日までの治療期間。婚姻中の治療が対象)
・診察、検査(頸管粘液検査等)、処置(卵管通気検査・子宮卵管造影検査・腹腔鏡検査等)、薬物治療、
その他医師が認めた不育治療。
※申請に係わる文書作成料、予防接種注射代、入院費及び食事代等は助成対象外。

【申請に必要な書類等】 ※①②の申請書等は、伊勢崎市ホームページからもダウンロードできます。

①～⑥は全員の方が必要、⑦～⑨は対象者の方が必要な書類です。不備・不足があると受付できません。

- ① 不育治療費助成金交付申請書(様式第2号)
- ② 不育治療費助成金医療機関受診証明書(様式第4号)
・不育治療を行ったこと及び治療費用について、医療機関、保険薬局の証明をもらってください。
- ③ 夫婦それぞれの健康保険証のコピー(マイナンバーカード不可) *2人分の保険証おもて面をA4サイズ1枚にコピーしてください。
- ④ 不育治療費の領収書(原本)およびコピー *証明金額分の領収書を医療機関・薬局ごとに日付順にA4サイズの紙にコピーしてください。両面コピー可。縮小する場合は70%程度まで。原本は返却します。

④は原本とコピー両方必要ですのでご注意ください

- ⑤ 振込先通帳(表紙裏)のコピー
(夫婦どちらかの名義のもので、夫婦が別住所の場合、伊勢崎市に住民登録がある人のもの。金融機関名・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義が確認できるもの)
- ⑥ 印鑑(⑤の人のもので、朱肉を使うもの。旧姓不可。銀行印でなくてもよい)
- ⑦ 群馬県不育症検査費用助成事業承認決定通知書(対象者のみ)
- ⑧ 夫婦が別住所の場合は、戸籍謄本(対象者のみ)(発行からおおむね3か月以内のもの)
- ⑨ 夫婦のいずれかが市外に住所がある場合は、その人の住民票抄本(対象者のみ)
(発行からおおむね3か月以内のもの)

【助成額】

不育治療に要した医療費の自己負担額の2分の1(千円未満切捨て)とし、20万円を超える場合は、20万円を限度とします。

：：：ご注意ください：：：

年度末は窓口が大変混み合います。年度内の治療が終了した人で、おもて面【助成対象者】の要件を満たす人は、お早めの申請をおすすめします。

医療機関や保険薬局によっては、受診証明書の交付予約が必要な場合や、交付に数週間を要する場合がありますので、年度内の治療が終了した人は、お早めに医療機関や保険薬局へご確認下さい。

※受診証明書を医療機関・保険薬局両方に書いてもらう場合は、先に医療機関から証明をもらってください。

年度中に市外転出予定の人は、先に申請を済ませてから転出届出をしてください。申請日に伊勢崎市民でない場合、助成金の支払ができませんのでご注意ください。

【お問い合わせ】 健康管理センター TEL 0270-23-6675 FAX 0270-21-8995

【申請受付窓口】 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
（受付には 30 分程度の時間を要しますので、余裕を持ってお越しください。）

名 称	住 所	電話番号
健康管理センター（市民病院東隣）	連取町 1155	0270-23-6675
赤堀保健福祉センター（赤堀幼稚園東隣）	西久保町二丁目 123-1	0270-20-2210
あずま保健センター（あずま支所北側）	東町 2670-4	0270-62-9918
境保健センター（境支所西隣）	境637	0270-74-1363
健康づくり課（市役所東館 2 階）	今泉町二丁目 410	0270-27-2746

健康管理センター 〒372-0812
連取町1155（市民病院東隣）
TEL.0270-23-6675 FAX.0270-21-8995



赤堀保健福祉センター 〒379-2204
西久保町二丁目123-1（赤堀幼稚園東隣）
TEL.0270-20-2210 FAX.0270-40-0002



あずま保健センター 〒379-2231
東町2670-4（あずま支所北側）
TEL.0270-62-9918 FAX.0270-62-9917



境保健センター 〒370-0124
境637（境支所西隣）
TEL.0270-74-1363 FAX.0270-74-1363

